

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の軽減について

特例措置として実施してきた保険料の軽減について、世代間・世代内の公平を図るため令和元年度から段階的に軽減率を引き下げています。なお、5割軽減、2割軽減を受けることができる対象は拡大しました。

対象者		軽減後の年間均等割額
		令和2年度
世帯主・被保険者の合計所得33万円以下		10,692円 (7.75割軽減)
	うち年金が80万円以下	14,256円 (7割軽減)

※令和元年度・令和2年度均等割額47,520円(年額)

介護保険料のお知らせ

保険料の軽減について

令和元年10月からの消費税10%引き上げに伴う軽減率の変更により、保険料は段階的に引き下げられています。

対象者			軽減後の年間保険料
			令和2年度
生活保護、老齢福祉年金受給者			22,600円 (基準額×0.3)
住民税非課税世帯	年金以外の合計所得と課税年金収入の合計	80万円以下	37,800円 (基準額×0.5)
		80万円超 120万円以下	52,900円 (基準額×0.7)
		120万円超	

※令和2年度基準額75,600円

国民健康保険税のお知らせ

令和2年度の保険税について

所得割率、均等割額、平等割額は据え置き、賦課限度額は引き上げました。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	610,000円 (580,000円)	190,000円	160,000円

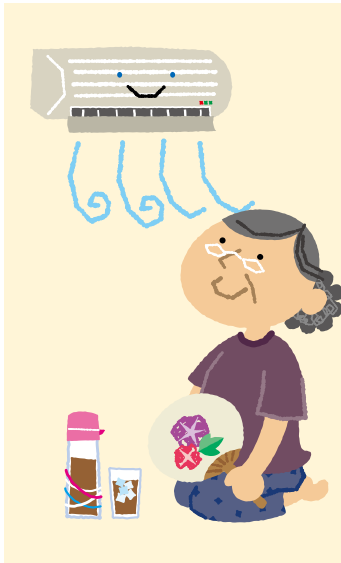
※()内は昨年度の額
所得割：世帯加入者全員の所得に応じた税率
均等割：加入者1人当たりの税額
平等割：1世帯当たりの税額
賦課限度額：国保税の世帯上限額

保険税の軽減について

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合、国民健康保険税(均等割、平等割)の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

均等割 平等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+28.5万円(28万円)×被保険者数
2割軽減	33万円+52万円(51万円)×被保険者数

※()内は昨年度の額
※7割軽減の軽減要件は変更ありません



新しい保険証を送付します

8月1日から使用できる新しい保険証を7月中旬から簡易書留で送付します。現在の保険証は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄をお願いします。

◇国民健康保険被保険証
オリーブ色に変わります(現エンジ色)。
70歳以上の人には国民健康保険証兼高齢受給者証を送付します。

◇後期高齢者医療被保険者証
青色に変わります(現オレンジ色)。
現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も認定要件に当てはまる人には保険証と一緒に新しい認定証を送付します。



令和2年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

7月中旬に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料(税)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険料(税)の変更点や新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する減免などについてお知らせします。

問い合わせ もしもしセンター ☎20・0404 医療保険サポートセンター ☎24・8148

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の保険料(税)の減免について

対象・減免割合

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 → 減免割合10/10
- 以下の①～③のいずれにも該当する世帯(介護保険料の場合は①③のみ)

世帯の主たる生計維持者について

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や不動産収入、山林収入、給与収入の各収入ごとにみた本年の収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少する見込みである
- ②前年の所得の合計額が1千万円以下である
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料						■介護保険料	
前年の合計所得	～300万円	～400万円	～550万円	～750万円	～1,000万円	前年の合計所得	～200万円 200万円超
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10	減免割合	10/10 8/10

※事業などの廃止、失業の場合は、前年の合計所得に関わらずいずれの保険料(税)も減免割合10/10

減免額

減免額は 減免対象の保険料(税)額(A×B÷C) に 前年の所得に応じた減免割合 を掛けた金額です

- A：算定した保険料(税)額
- B：減少が見込まれる収入の前年の合計所得金額
- C：世帯の主たる生計維持者及び同一世帯の全ての被保険者の前年の合計所得金額(介護保険料の減免については世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額)

申請 申請は郵送でお願いします。詳しい申請方法は市ホームページをご確認ください。



国民年金保険料の免除・学生納付特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が免除基準相当程度まで減少した時には、令和2年2月以降の国民年金保険料について、臨時特例措置による免除や学生納付特例を受けられます。

対象

令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人 ※詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

問い合わせ 小松年金事務所 ☎24・1791 医療保険サポートセンター国民年金担当 ☎24・8060

